

入 札 説 明 書

宮崎県が行う県立日南病院警備等業務に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。この場合において、当該説明書等について質問がある場合は、下記に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年7月27日

2 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 県立日南病院警備等業務
- (2) 委託内容 警備業務及び駐車場管理業務
- (3) 履行場所 県立日南病院
日南市木山1丁目9番5号
- (4) 契約期間 令和8年10月1日から令和10年9月30日まで
- (5) 最低制限価格

最低制限価格を病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号。以下「規程」という。）第110条に基づく範囲内（予定価格の10分の6以上）の額を設けることとし、最低制限価格に満たない入札については、これを無効とする。

3 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、入札公告に掲げる要件のほか、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和8年度において上記2(3)における警備業務を受託し、誠実に業務を履行している者

イ 宮崎県内に所在する建物（施設）において、令和8年度又は当該入札の入札参加資格確認申請の日から45日に当たる日のいずれか早い日までに終了する種類及び規模をほぼ同じとする一契約（6箇月以上継続したもの）に基づく業務（以下「同種業務」という。）を1回以上誠実に履行している者

ウ 令和6年4月1日から当該入札の入札参加資格確認申請の日の前日までの間に、宮崎県内に所在する建物（施設）において、同種業務を1回以上誠実に履行した実績を有する者

- (2) 入札に参加する者の間に、次のいずれかに該当する資本関係又は人的関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札等の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札等に参加している場合その他ア及びイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4 担当部局

県立日南病院 総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号887-0013 電話番号0987(23)3111

5 入札説明書等の閲覧等

- (1) 県立日南病院において、次に掲げる書類（以下「入札説明書等」という。）を公告日から開札日の前日まで閲覧に供する。
 - ア 入札公告の写し
 - イ 入札説明書
 - ウ 県立日南病院警備等業務委託仕様書
 - エ その他業務の内容を把握するのに必要と認められる資料
- (2) 入札説明書等は、県立日南病院ホームページ [<https://www.nichinan-kenbyo.jp>] にダウンロードできる形式で掲載するものとする。

6 入札参加資格の確認等

- (1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

 - ア 入札参加資格確認申請書の様式
別記様式第1号 ※下記(2)の資料を添付。
 - イ 申請書等の提出期間
令和8年7月27日から令和8年8月14日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））
 - ウ 提出場所
4に同じ
 - エ 提出部数
1通

オ 提出方法

送付（送付にあつては書留郵便又はそれと同等の手段に限る。8月14日必着。）又は持参による。電送によるものは受け付けない。

(2) 入札参加資格確認資料

入札参加資格確認資料は次のとおりとし、ア及びイの書面は申請日から6箇月以内のものとする。

ア 法人にあつては登記事項証明書の写し又は個人にあつては本籍地の市町村が発行する身分証明書の写し

イ 宮崎県の県税、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面の写し

ウ 3(1)に該当することを証する下記の書面

(ア) 3(1)アに該当する場合

提出不要

(イ) 3(1)イ又はウに該当する場合

同種業務実績調書（別記様式第2号）及び該当する業務に係る契約書の写し

エ 警備業法第5条の規定する宮崎県公安委員会の認定書の写し、警備業法第6条の規定する標識の写し、又は同法第9条若しくは第40条の規定する届出書を宮崎県公安委員会が受理した旨の証明書の写し

(3) 入札参加資格確認結果の通知

令和8年8月24日までに書面により通知する。ただし、令和8年8月24日に通知する場合は、電送でも併せて通知する。

(4) 申請書等の作成費用の負担等

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書等は、返却しない。

ウ 提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は、認めない。

7 入札参加資格確認に対する異議申立

(1) 異議申立

入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により異議申立をすることができる。

ア 受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して2日以内とする。

イ 受付場所

4に同じ

ウ 提出方法

送付（送付にあつては書留郵便又はそれと同等の手段に限る。提出期限内必着。）又は持参によるものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、送付による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

(2) 異議申立に対する回答

異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して2日以内に通知する。

8 業務の仕様書

別添仕様書のとおり

9 仕様書に関する質問及び閲覧

(1) 質問の受付期間

令和8年7月27日から令和8年8月14日午後5時まで

(2) 受付場所及び方法

県立日南病院 総務課整備担当へファクシミリ又は電子メールで送付すること。

県立日南病院FAX : 0987 (23) 5142

県立日南病院アドレス : nichinan-hp@pref.miyazaki.lg.jp

(3) 回答の閲覧

質問書に対する回答は、県立日南病院ホームページに次の期間掲載することにより行う。

ア 閲覧場所

県立日南病院ホームページ

[県立日南病院ホームページ : <https://www.nichinan-kenbyo.jp>]

イ 閲覧期間

令和8年9月1日まで

(4) その他

受付期間内に到着しなかった質問、ファクシミリ及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。

10 入札

入札に参加する者は、入札書（別記様式第3号）を次のとおり提出しなければならない。

(1) 提出場所

4に同じ

(2) 提出期限

令和8年9月1日午後5時

(3) 入札書の日付

入札書作成日を記入すること。（開札当日の日付は記入しないこと。）

日付の誤りがある場合は入札無効となるため留意すること。

(4) 提出方法

送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。9月1日必着とする。）又は持参により提出するものとする。

なお、入札書の提出においては、6(3)による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出すること。送付の場合も、同様に、別にして送付用の封筒に入れること。

(5) 入札書の記載方法

ア 1回目の入札書は、要綱第2条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の押印とすること。

イ 入札金額は、別添業務委託仕様書に記載した一切の諸経費を含めた額とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「9月2日開封《県立日南病院警備等業務》の入札書在中」と記載し、送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を記載し、外封筒の封皮には「9月2日開封《県立日南病院警備等業務》の入札書在中」と記載すること。

エ 提出する入札書上部空欄には、原則捨印を押印すること（軽微な誤字脱字があった場合、修正するために捨印を使用する。ただし、入札書の表記金額や明らかに異なる物件名等については訂正できない。）

オ 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すこと

ができる。

11 開札

開札は、入札者又はその代理人1名を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に係りのない職員を立ち合わせて開札を行う。

12 再度の入札

- (1) 予定価格を入札前に公表していない入札において、開札の結果、落札者となるべき者がいなかったときは、当該入札に参加した者による入札（以下「再度の入札」という。）を実施する。
- (2) 再度の入札において、代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第4号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (3) 初度の入札において、失格又は無効とされた者は、再度の入札に参加できない。
- (4) 再度の入札の回数は、1回とする。
- (5) 再度の入札書の様式は、初度の入札で使用したものと同一ものを用いるが、当該様式の上部の「入札書」と書かれた左横の空欄に手書き等で「再」と記載すること。
- (6) 再度の入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。
- (7) 再度の入札に立ち会わない者がいる場合は、辞退したものとみなす。
- (8) 再度の入札においても落札者となるべき者がおらず、予定価格超過者のうち最低価格と予定価格との差が5%の範囲内にあるときは、最低価格入札者と予定価格の範囲内で随意契約することがある。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。

なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を

履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

14 入札の無効

規程第107条に該当する場合のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は無効とする。

- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) この説明書及び入札公告等の規定に違反した者のした入札
- (3) 契約の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 開札後、予定価格の範囲内で失格又は無効とされた者を除く最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 前項の最低価格で入札した者が2人以上いる場合においては、当該価格で入札した者によるくじで落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
この場合、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

16 その他

- (1) この競争入札の落札者は、発注者の指示により速やかに契約を結ばなければならない。
- (2) 契約保証金の免除を受ける場合は、上記13の(2)を確認する書類を契約の日までに提出すること。
- (3) 提出書類は、入札参加資格確認以外の目的に使用しないものとする。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。